

# 高収益作物次期作支援交付金 のお知らせ

～次期作に前向きに取り組む生産者を支援します～

新型コロナウイルスの影響により市場価格が低迷するなどの影響を受けた**野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物**について、**次期作に前向きに取り組む生産者**を支援し、国内外の新たな需要促進につなげます。

## 1 対象者及び受付期間

令和2年2月から4月の間に高収益作物（野菜・花き・果樹・茶等）について出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者（出荷実績、または廃棄等が確認できる書類が必要）

※お米は対象外です。収入保険、農業共済、野菜価格安定対策等のセーフティーネットに加入していること、または加入を検討する生産者。

【受付期間】令和2年7月17日（金）午前中まで（以降は受付できま出るのでご理解ください）

【受付場所】お問い合わせ先に申請用紙を配布しておりますのでよろしくお願ひします。

## 2 支援内容及び交付単価

### 事業1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援

【交付単価】

- ①10a当たり5万円（中山間地は1割加算）
- ②施設花き等（加温栽培）：10a当たり80万円
- ③施設果樹（加温栽培）：10a当たり25万※現時点では②と③は整理されていません

【交付対象面積】 ※2つ以上の取り組みが必要

- ア. 生産・流通コストの削減に資する取組
- イ. 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組
- ウ. 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組
- エ. 作業環境の改善に資する取組
- オ. 事業継続計画の策定等

### 事業2. 需要促進に取り組む生産者への支援

【交付単価】

10a当たり2万円（中山間地は1割加算）

【交付対象面積】 ※1つ以上の取り組みが必要

- ア. 新たに直販等を行うためのホームページ作成等の環境整備
- イ. 新品種・新技術の導入に向けた取組
- ウ. 海外の残留農薬基準への対応、または有機農業、GAP等の取組

### 事業3. 厳選出荷に取り組む生産者への支援

【交付単価】

1人1日当たり2,200円

【交付要件】

産地の取り決めに基づき、まとめて高品質な花きや茶等を出荷すること

## ～次期作作付に向けた取組み例～

### 事業1. 次期作に前向きに取り組む生産者への支援（需要対応生産支援）

ほ場ごとに、以下の各取組類型から、**2つ以上の取組項目を実施**した生産者に対し交付金を交付します。（交付は、一ほ場につき1回限り）

【交付単価】 10a当たり**5万円**（中山間地は5.5万円）

【交付面積】 高収益作物の次期作において、同一ほ場で2つの取組項目を実施する面積

取組類型	取組項目
ア. 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ. 生産性または品質向上に要する資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入②肥料・農薬等の導入 ③かん水設備等の導入
ウ. 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ. 作業環境の改善に資する取組	①労働安全確認事項の実施 ②農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境整備改善、軽労化対策の導入
オ. 事業継続計画の策定等	①事業継続計画の策定等

<取組の実施例>

- (ア①とウ①) 定植機や収穫機などの購入・レンタル・リース+堆肥散布  
 (イ①とイ②) 転換に必要な種子・種苗の導入+種子・苗の消毒剤購入  
 (ウ②とエ①) マルチ資材の導入+JA等が実施する安全講習会等への参加 等

※現時点では、施設花き等（加温栽培）：80万円/10a、施設果樹（加温栽培）：25万円/10aの取組みは

整理されておりません。

### 事業2. 需要促進に取り組む生産者への支援（需要促進取組支援）

ほ場ごとに、以下の各取組類型から、**1つ以上の取組項目を実施**した生産者に対し、交付金を交付します。（交付は、一ほ場につき1回限り）

【交付単価】 10a当たり**2万円**（中山間地は2.2万円）

【交付面積】 高収益作物の次期作について、取組項目を実施する面積

取組類型	取組項目
ア. 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結、②追加契約の締結、 ③需要拡大による販路の変更
イ. 新品種・新技術導入等に向けた取組	①県知事が認める新品種の導入 ②県知事が認める新技術の導入
ウ. 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等への取組	①残留農薬基準への対応 ②有機農業の認証取得に向けた取組 ③GAP認証に向けた取組 ④MPS(花き生産総合認証)に向けた取組

【留意点】 取組を実施したことが確認できる証拠書類（領収書、写真、営農記録等）が必要です。

## 3 事業の流れ・スケジュール

【手順1：申請】 JAみなみ筑後 各選果場に申請書を提出

- ①申請書、②取組計画書、③参考様式1を作成して提出

【手順2：取組】 選択した取組項目の実施および次期作の作付を実施

【手順3：実績】 JAみなみ筑後 各選果場にへ実績報告書を提出（期日は別途お知らせ）

【証拠書類】

- ①苗・肥料・農薬等のお買い上げ明細及び領収書  
 ②栽培履歴（生産履歴）を取組品目ごとに作成  
 ③次期作取組写真（定植後など）写真ごとに農地番地が解るようにする  
 ④次期作の出荷販売書類など

【手順4：交付】 交付金の交付（証拠書類が不備の場合は、交付対象から除外します。）

お問い合わせ先 みやま市農林水産課 大牟田市農林水産課  
 JAみなみ筑後 組織支援課 63-8813 瀬高選果場 63-3175 東山選果場 63-5566  
 園芸課 63-8815 山川選果場 67-1211 高田選果場 22-5453 愛菜館 55-2282